

## 国保税と後期高齢者医療保険料の納税通知書を郵送します

ページ ID  
5613

国保税と後期高齢者医療保険料の納税通知書を7月中に郵送します。納付方法は、普通徴収と特別徴収があります。

### 〈納付方法〉

- 普通徴収 ▷納付書＝納期限までに納税課や各行政センター、金融機関などで納付  
▷口座振替＝納期限日に指定口座から引き落とし
- 特別徴収 ▷国保税＝世帯主が受給する年金から天引き  
▷後期保険料＝被保険者の年金から天引き

### 〈年金天引きから口座振替への変更手続き〉

年金天引きから口座振替に変更できます。希望する人は、保険年金課に問い合わせてください。

### 〈国保税の軽減制度〉

- ▷失業者などの特例軽減＝離職日時点で65歳未満の人が倒産・解雇などで離職し、その後雇用保険を受給する場合、申告により国保税が軽減されます
  - ▷産前産後期間の免除＝国保に加入する人が出産する場合、申告により国保税が免除されます
- 問合せ先 本保険年金課(☎@2429)

## 高額な診療を受ける場合は限度額適用認定証の申請を

ページ ID  
10633

市国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者が、高額な診療を受けて負担額が自己負担限度額を超えると、治療費の一部が支給される制度があります。該当者は、窓口で手続きしてください。



### 〈限度額適用などについて〉

限度額適用認定証を保険医療機関に提示すると、支払いが自己負担限度額まで抑えられます。また、限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提示すると、支払いが自己負担限度額まで抑えられるほか、入院時の食事代も減額されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付には条件があります。市ホームページで確認してください。

※限度額は、年齢や所得などで異なります

### 〈限度額適用認定証の申請方法〉

- 持ち物 ①保険証 ②入院期間が分かる領収書など(住民税非課税の人で、認定証が発行されてからの入院が過去1年間に91日以上の場合)
  - ※国保税に未納があると認定証を交付できない場合があります。また、前年所得の申告が必要です
  - 申請窓口 保険年金課または各行政センター
  - その他 マイナンバーカードを保険証として利用すると、限度額適用認定証の申請は不要です
- ### 〈認定証を既に持っている人の更新について〉

交付されている認定証の有効期限は、7月31日(水)です。国民健康保険加入者で、8月以降も引き続き使用する場合は、申請してください。※後期高齢者医療制度加入者で8月以降も交付対象の人には、認定証を郵送するため申請不要です

問合せ先 本保険年金課(☎@2461)

## 国民年金保険料納付のお知らせ

ページ ID  
1222

### 〈国民年金保険料の免除・納付猶予申請〉

国民年金保険料は、経済的な理由で納付が困難な場合に、一定の基準で納付が免除または猶予されます。今まで納付の免除や猶予の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れています。引き続き免除などを希望する場合は、忘れずに申請してください。 ※マイナポータルからも手続きできます

### 〈国民年金保険料の納付は納付期限まで〉

令和6年度の国民年金保険料は、月額1万6,980円です。納付期限は、納付対象月の翌月末日(休日の場合は金融機関の翌営業日)です。期限までに保

険料を納めないと、障害基礎年金などを受け取れない場合があります。忘れずに納めてください。

保険料の納付は「早割」がお得です。口座振替指定期日を早めると、保険料が1カ月当たり60円引きになります。利用を検討してみてください。

問合せ先 渋川年金事務所(☎@1607)または本保険年金課(☎@2429)



# 国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・受給資格者証に関するお知らせ



令和6年度の国民健康保険と後期高齢者医療保険、国民年金、受給資格者証についてお知らせします。申請が必要なものがありますので、該当する人は、内容を確認して手続きしてください。

詳しくは、それぞれの内容に関する市ホームページまたは問い合わせ先へ。

## 国民健康保険に加入する子育て世帯に支援金を支給

ページ ID  
11451

国は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児の国民健康保険税均等割額を半額軽減する措置を実施しています。

市は、子育て世帯の経済的負担のさらなる軽減を図るため、独自に、国保に加入している18歳までの子どもがいる世帯を対象に、国保税の子どもの均等割額相当額を支援金として支給します。対

象世帯へ、申請書や案内書類などを送付します。

対象 平成18年4月2日以降に生まれた子どもがいる世帯

郵送時期 8月中

問合せ先

本保険年金課  
(☎@2429)



## 受給資格者証の更新と新規申請の案内

ページ ID  
1194

福祉医療制度は、子どもや心身に障害のある人、ひとり親家庭などに保険診療の自己負担分を助成する制度です。

受給資格者証の更新 7月31日(水)で有効期限を迎える更新対象者に、新しい受給者資格者証を郵送します

郵送時期 7月下旬

その他 資格要件(別表1のとおり)に該当する人でまだ受給資格者証を持っていない人は、申請で福祉医療を受給できる場合があります

### 〈ひとり親家庭など〉

令和5年分の所得を申告していない人には、新しい受給資格者証を送れません。税務課で所得を申告して手続きしてください。

### 〈重度心身障害者(児)・高齢重度障害者〉

県内全市町村で、所得制限が設けられたため、前年中所得が市ホームページ記載の表(下の2次元コードから確認してください)に該当する場合、8月1日～翌年7月31日の重度心身障害者(児)・高齢重度障害者の福祉医療を受給できなくなります。再度福祉医療を受給を希望する場合は、条件を満たした上で、新規に申請する必要があります。

申請・問合せ先 本保険年金課(☎@2461)へ



(別表1) 福祉医療制度受給資格要件(令和6年7月現在)

区分	資格要件	手続きに必要なもの ※1
子ども	18歳になった年の年度末まで	母子手帳(出生の場合)
重度心身障害者(児) ※2	特別児童扶養手当1級	証書
	障害基礎年金1級	年金証書
	障害基礎年金1級程度の障害で、年金を受給することができない人	所定の診断書(保険年金課にあります)
	身体障害者手帳1級・2級・3級	身体障害者手帳
	療育手帳 判定A・B	療育手帳
精神通院医療(後期高齢者医療被保険者を除く)	自立支援医療受給者証(精神通院)の所持者 ※定められた医療機関に限りです	自立支援医療受給者証(精神通院)
高齢重度障害者(後期高齢者医療被保険者) ※2	障害基礎年金1級	年金証書
	身体障害者手帳1級・2級・3級	身体障害者手帳
	療育手帳 判定A・B	療育手帳
ひとり親家庭など	①18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭の親および子 ②父母のない18歳未満の児童 ※いずれも前年所得の申告(確定申告・市県民税申告)をしてある人が対象	戸籍謄本(本市に本籍がない人)

※1 申請には健康保険証の提示が必要です

※2 令和5年8月から所得制限があります